

ドミトリー3バーベキュースペース利用心得

ドミトリー3バーベキュースペースは、ドミトリー3に入居する学生間の交流や他のドミトリーに入居する学生間の交流を促進するために整備された施設である。一方で、ドミトリー3は、寮生が日常生活を営む学生寄宿舍でもある。したがって、バーベキュースペースの利用について、利用者は、入居者の生活空間であることを意識し、節度を持って利用しなければならない。本利用心得は、以上の趣旨に基づき、バーベキュースペースの利用について最低限のルールを定めるものである。

1. 利用者の範囲

利用者の範囲は、以下のとおりとする。

- ①ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3及び伊都協奏館の入居者（以下「ドミトリー入居者」という。）
- ②九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程第2条別表第1に規定するプロジェクト及び学内リーディングプログラムの学生、教職員
- ③ドミトリー入居者が主催の行事に参加する本学学生及び本学教職員
- ④学生寄宿舍管理運営責任者が利用を認めた者

2. 利用申請

利用責任者は、2週間前までに、ドミトリー共用施設利用申請書に名簿を付して、ドミトリー3管理人室に提出し、管理人から利用上の注意を受けることとする。メール及び郵送での提出は認めない。

3. 利用時間

- ① 利用時間は、午前9：00から午後8：00とする。
- ② 終了後は、午後8：45までに片付けを終え、管理人の確認を受けること。

4. 利用方法

- ① 食器類は、紙製の物（紙皿・紙コップ）を利用すること。
- ② 火事を起さないように十分注意し、利用すること。
- ③ 焚き火及び花火は禁止とする。
- ④ ゴミは、各自で福岡市指定のゴミ袋を準備し、分別収集のうえ、ドミトリー3の収集場所に持っていくこと。
- ⑤ 利用済みの炭の消火は、必ず「消し壺」を用いて消火し、水をかけたままで放置したり、土に埋めたりしないこと。
- ⑥ 洗い場に、紙皿内及び鉄板内に残った残飯や網及びトングに付着した残飯等は、割り箸等を使って排除し、燃えるゴミとして処分すること。
- ⑦ 水洗いする前に、キッチンペーパー等を用いて、紙皿内のタレ、鉄板内の油、網及びトングに付着した油を拭き取ること。（油の拭き取りに用いたキッチンペーパー等は燃えるゴミとして処分すること。）

5. 飲酒について

原則禁酒とする。

ただし、本学教職員が利用責任者となり、当該教職員の同席のもと実施される大学行事や交流会等については、その限りではない。(事前に学生支援課に相談し、許可を得ること。)

6. 注意事項

- ① 管理人の指示に従うこと。
- ② ドミトリー3は、寮生の生活空間でもあるので、利用については騒音を立てないなど、入居者の迷惑にならないように節度を持って利用すること。
- ③ 本利用心得に違反し、本学教職員(管理人を含む。)の警告に従わなかった場合には、直ちに利用を中止するとともに、当該利用に関係した利用者については、以降の利用を認めない。
- ④ ドミトリー3及びバーベキュースペースの器物を損壊した場合、損害を弁償すること。